

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第154期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 ダイソー株式会社

【英訳名】 DAISO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 存

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座1丁目12番18号

【電話番号】 大阪(06)6110局1560(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長
橋本 明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川1丁目17番24号
ダイソー株式会社東京支社

【電話番号】 東京(03)3537局8741(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役東京支社長
岩堀 政樹

【縦覧に供する場所】 ダイソー株式会社東京支社
(東京都中央区新川1丁目17番24号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第154期 第3四半期連結累計期間	第154期 第3四半期連結会計期間	第153期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	(百万円)	62,831	20,706	78,229
経常利益	(百万円)	2,575	306	4,532
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,183	105	2,489
純資産額	(百万円)	-	33,172	32,816
総資産額	(百万円)	-	74,057	72,362
1株当たり純資産額	(円)	-	298.54	299.56
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	10.76	0.95	22.80
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	9.37	0.83	21.01
自己資本比率	(%)	-	44.7	45.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	343	-	3,404
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	3,534	-	8,155
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,168	-	6,798
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円)	-	2,688	5,527
従業員数	(人)	-	751	718

(注) 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はない。

また、主要な関係会社についても異動はない。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となった。

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) サンヨーファイン 株式会社	大阪市中央区	50	医薬中間体の製造・ 販売	100.0	役員の兼任等あり。
(連結子会社) DSロジスティク ス株式会社	尼崎市大高洲町	10	化学製品の運送取扱 い	100.0	当社製品の運送業務 を取り扱っている。 役員の兼任等あり。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	751
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員である。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	583
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員である。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
基礎化学品	9,057
機能化学品	4,485
住宅設備ほか	505
合計	14,047

- (注) 1 金額は、平均販売価格により算出したものである。
 2 上記には自家使用分が含まれている。
 3 金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 製品仕入実績

当第3四半期連結会計期間における製品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	製品仕入高(百万円)
基礎化学品	5,526
機能化学品	2,848
住宅設備ほか	3,189
合計	11,564

- (注) 1 金額は、仕入価格により算出したものである。
 2 金額には、消費税等は含まれていない。

(3) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
住宅設備ほか	718	1,012

- (注) 金額には、消費税等は含まれていない。

(4) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
基礎化学品	10,494
機能化学品	5,955
住宅設備ほか	4,256
合計	20,706

- (注) 金額には、消費税等は含まれていない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていない。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

(売上高)

当第3四半期連結会計期間における売上高は207億6百万円となった。

基礎化学品では、急激な原燃料価格の高騰に対応して、クロール・アルカリなどの製品価格の改定を実施したが、景気の悪化により販売数量が減少したため、前年同期に比べ売上高は減少した。

機能化学品では、アリルエーテル類、エピクロルヒドリンゴム、ダップ樹脂などは、主要販売先である自動車業界、電機・電子関連業界において急激な需要低迷による生産調整などにより、販売数量が減少するとともに、為替の急激な変動もあったため、前年同期に比べ売上高は減少した。

住宅設備ほかでは、化粧板などのダップ加工材および住宅関連製品の拡販に努めるとともに、エンジニアリング部門においては、新規需要の開拓を積極的に行ったので、前年同期に比べ売上高は増加した。

(営業利益)

当第3四半期連結会計期間における営業利益は3億9千3百万円となった。前年同期に比べ、原燃料価格の高騰と積極的な設備投資による減価償却費の増加などにより減益となった。

(四半期純利益)

当第3四半期連結会計期間における四半期純利益は1億5百万円となった。前年同期に比べ、営業利益が減少し、投資有価証券評価損を特別損失に計上したことにより減益となった。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて、5.5%増加し409億4千4百万円となった。これは主として、営業活動による売上高の増加に伴い、受取手形及び売掛金が27億8千4百万円、製品が17億5千5百万円増加したことによる。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて、1.3%減少し331億1千2百万円となった。これは主として、設備投資に伴い有形固定資産が6億9千1百万円増加したが、投資有価証券が14億4千万円減少したことによる。

この結果、当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて、2.3%増加し740億5千7百万円となった。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて、9.1%増加し259億7千8百万円となった。これは主として、原燃料価格高騰に伴い、支払手形及び買掛金が11億5百万円増加したことと、社債の償還と設備投資の支出等に伴い、短期借入金が31億円増加し、一方で、1年内償還予定の新株予約権付社債が8億7千7百万円減少したことによる。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて、5.2%減少し149億5百万円となった。これは主として、長期借入金が8億2千万円減少したことによる。

この結果、当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて、3.4%増加し408億8千4百万円となった。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べて、1.1%増加し331億7千2百万円となった。これは主として、利益剰余金が5億2千2百万円増加したことによる。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、26億8千8百万円となった。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、7億2千3百万円の支出となった。これは主に減価償却費が8億9千万円、たな卸資産の減少が2億9千1百万円となったが、一方、売上債権の増加が16億6千2百万円、未払賞与の減少が2億9千5百万円となったことによる。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、14億5千8百万円の支出となった。これは主に有形固定資産の取得による支出6億3千8百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出7億8千5百万円によるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、6億5千7百万円の収入となった。これは主に短期借入による収入43億3千万円、短期借入金の返済による支出31億3千万円、長期借入金の返済による支出2億6千万円、配当金の支払額2億7千7百万円によるものである。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図ることを目的として、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の大規模な買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為(以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」という。)に関する以下の対応方針(以下、「本プラン」という。)を採用している。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、または買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含む。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）を意味する。

注2：議決権割合とは、特定株主グループが上記記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も加算するものとする。）、上記記載の場合は、当該買付け者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいう。なお、議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式の総数から、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とする。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味する。

1. 本プランの必要性

当社取締役会は、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるかは、最終的には、当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきものであると考えている。

ところで、当社グループは、創業以来一貫して研究開発型の化学会社を志向しており、事業分野も創業時から取り扱っている基礎化学品事業、市場シェアの高い高付加価値を有する機能化学品事業ならびに住宅設備等の事業など、製造から販売に至るまで多岐にわたっている。また、当社グループの経営においては、当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果やノウハウならびに創業以来蓄積された国内外の顧客および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等へ理解が不可欠である。

このような当社の特色からすれば、株主のみなさまが、短期間で、当社グループの研究開発成果やノウハウの事業化の可能性、グループ企業の活動の有機的結合や事業間の技術シナジーなどを適切に把握し、当社の内在的価値を適時に的確に評価することは、容易でないものと思われる。そのため、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社株主のみなさまに適切な判断をしていただくためには、当社取締役会を通じ、株主のみなさまに大規模買付行為に関する十分な情報を提供する必要があると考えている。株主のみなさまに大規模買付行為に関する情報が十分に提供されることは、株主のみなさまが、大規模買付者が当社の経営に参画した際の経営方針や事業計画の内容および大規模買付行為における対価の妥当性等を判断される上で有益であると考えている。また、当社取締役会は、株主のみなさまの判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示し、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、株主のみなさまへ代替案を提示することも予定している。

株主のみなさまは、大規模買付行為に関する十分な情報の提供を受け、また、大規模買付行為に当社取締役会の意見や代替案の提示を受け、これらを十分検討することにより、大規模買付行為に応じるか否かにつき判断することが可能になると考えている。

以上のような観点から、今般、当社取締役会は、本プランを策定することにした。

2. 本プランの概要

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考える。

（1）情報提供

まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主のみなさまの判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）を提供していただく。

大規模買付情報の項目は以下のとおりである。

- 1）大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成等を含む。）
- 2）大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の額・内容・算定根拠、大規模買付行為に要する資金の裏付け、時期、取引の仕組み等を含む。）
- 3）大規模買付者に対する資金供与者の概要（具体的名称、資本構成等を含む。）
- 4）大規模買付行為後5年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「大規模買付行為後の経営方針等」という。）
- 5）大規模買付行為後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- 6）その他当社取締役会および独立委員会が適切な判断、意見をするために必要とする情報

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本プランに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととする。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただく。当社は、この意向表明書の受領後原則として5営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報の一覧を大規模買付者に交付し、大規模買付者は受領日より5営業日以内に当社宛ご提出いただくこととする。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがある。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報が、当社株主のみなさまの判断のために必要であると認められる場合には、その全部または一部を開示する。

（2）大規模買付情報の検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として与えられるべきものとする。また、取締役会評価期間に入った場合は、その旨を開示する。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとする。取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示する。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主のみなさまへ代替案を提示することもある。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しない。ただし、当社取締役会として、当該大規模買付行為に対する反対の意見表明を行い、または代替案の提示により、当社株主のみなさまの説得行為を行うことがある。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主のみなさまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになる。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されていると判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（以下、「濫用的買収」という。）に対しては、当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることがある。当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付行為後の経営方針等を含む必要情報に基づいて、社外監査役、独立の外部有識者等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主共同の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役を含む監査役の過半数の賛同を得た上で、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することとする。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める具体的対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合がある。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとする。具体的対抗措置として、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがある。

4. 当社取締役会判断の客観性および合理性担保のための措置

(1) ガイドラインの制定

当社は、本プランの運用において恣意的な判断や処理がなされることを防止し、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けている（以下、「本ガイドライン」という。）。当社取締役会および独立委員会は、それに基づいて本プラン所定の手続を進めなければならないこととしている。本ガイドラインの制定により、濫用的買収者の認定、対応等の際に拠るべき基準が透明となり、本プランに十分な予測可能性を与えている。

なお、本ガイドラインの中では、濫用的買収者の定義として、

- 1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- 2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合

- 3) 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- 4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的である場合
- 5) 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買取対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし不十分、不適切なものである場合
- 6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（いわゆる二段階買付）
- 7) 上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を害することが明白な買収である場合と定めている。

（２）独立委員会の設置

事前交渉の進行および新株予約権の無償割当て等による具体的対抗措置の是非等に関する最終的判断は当社取締役会が行うことから、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社は、社外監査役、外部有識者等で構成される独立委員会を設置する。

同委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項および独立委員会が必要と判断する事項について当社取締役会に意見を述べる。当社取締役会の決定に際しては独立委員会による意見を最大限尊重し、かつ、必ずこのような独立委員会の意見聴取の手続を経なければならないものとすることにより、当社取締役会の判断の客観性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けている。また、独立委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有し、その招集が確実に行われるよう配慮している。

5. 当社株主、投資家のみなさまに与える影響への配慮

（１）本プランが株主・投資家のみなさまに与える影響等

本プランは、当社株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としている。これにより、当社株主のみなさまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが、当社株主共同の利益の保護につながるものと考えている。

従って、本プランを設定することは、当社株主および投資家のみなさまの利益に資するものであると考えている。

なお、上記3において述べた通り、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守したと判断されるか否かによって大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なるので、当社の株主および投資家のみなさまにおいては、大規模買付行為者の動向にご注意していただきたい。

（２）対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社の定款により認められている具体的

対抗措置を取ることがあるが、具体的対抗措置の仕組上、大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く当社の株主のみならず法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることとは想定していない。当社の取締役会が具体的対抗措置を取ることを選んだ場合には、当社株主のみならず、投資家のみならずおよびその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定である。

一方、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うこととなった場合、割当期日における当社株主のみならずは引受けの申込みをすることなく新株予約権の無償割当てを受けるが、その後、新株予約権を行使して新株を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要がある場合もある。かかる手続の詳細については、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令に基づき別途お知らせする。ただし、名義書換未了の当社株主のみならずにつきましては、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社の取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要がある。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する場合がある。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じないので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った場合は、株価の変動により損害を被るおそれがある。

6. 本プランの有効期間および変更・廃止およびそれに伴う開示

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、当社の第153回定時株主総会終結時から当社の平成23年6月開催予定の第156回定時株主総会終了の時点までとする。ただし、第156回定時株主総会において本プランの継続が承認された場合は、平成26年6月開催予定の当社の第159回定時株主総会終了の時点まで延長されるものとする。

(2) 本プランの廃止

本プラン導入後、有効期間の満了前であっても以下の場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

- 1) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- 2) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合

(3) 本プランの変更

本プランの有効期間中であっても、関係法令の整備、株主総会の決議、独立委員会の意見等をふまえ、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、随時、必要に応じて取締役会決議により本プランを変更する場合がある。

(4) 本プランの廃止または変更に関する情報の開示

本プランが廃止または変更された場合には、株主のみなさまおよび投資家の方々に対し、当該事実および当社取締役会または独立委員会が必要と判断する事項を適時に開示する。

7. 本プラン導入状況についての補足説明

本プラン導入を決定した当社取締役会には、当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に賛成する旨の意見を述べている。

なお、当社は、適時かつ適切に開示を行っていく予定であるが、当社株主のみなさまおよび投資家の方々においては、当社株式に関する大規模買付行為が行われた場合には、その後の動向把握等に努められるようお願いすることとする。今後、当社株主のみなさまおよび投資家の方々に影響を与える具体的対抗策を発動することを決定した場合には、その詳細について直ちに公表することとする。

8. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の三原則の充足

経済産業省は平成17年5月27日付で企業価値研究会の「企業価値報告書」等を公表している。これを踏まえて、経済産業省および法務省が同日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛策に関する指針」という。）においては、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則、という三原則が定められている。

そして、企業価値（株主利益に資する会社の財産、収益力、安定性、成長力等を指す。）・株主共同の利益（株主全体に共通する利益）の確保・向上の原則については、前述の通り、本プランは、当社の株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、当社株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としているので、当社株主のみなさまは十分な情報の下で大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となるものである。

次に、事前開示・株主意思の原則については、本プランは、事前にその内容が開示されるものであるため、当社株主のみなさまおよび投資家の方々の予見可能性を確保しており、また、本プランの採用・有効期間の延長も当社の株主のみなさまのご承認を条件としている上、当社株主総会の決議により廃止することが可能な措置も採用しているため、当社株主のみなさまの合理的意思が反映される仕組みとなっている。

さらに、必要性・相当性の原則については、本プランは、具体的対抗措置発動の是非は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している複数の委員によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することになっているなど、当社取締役会判断の客観性および合理性の担保を図る措置を確保しており、また、当社株主のみなさまには、3年毎の定時株主総会で直接本プランの是非につきご判断が可能である上、客観的な本プランの廃止条項も定めているため、株主共同の利益を向上させる大規模買付提案等があれば廃止することができるものとなっている。

(2) まとめ

以上の通り、本プランは、買収防衛策に関する指針の要件を充足しており、十分な合理性を有しているものであると考えている。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は436百万円である。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はない。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	111,771,671	111,771,671	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数は、 1,000株である
計	111,771,671	111,771,671	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(新株予約権付社債の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれていない。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成13年改正旧商法280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	33(注)1、4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は、1,000株である
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり289(注)2、3
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日 ～平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 289 資本組入額 145 (注)3
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないこととする。 2 新株予約権者は、権利行使時においても当社の幹部社員の地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 3 その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 平成16年9月10日開催の取締役会決議により、平成16年9月30日に第三者割当による新株式を発行している。これにより「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

4 1名退職により、新株予約権の数3個と新株予約権の目的となる株式の数3,000株は失権した。

平成13年改正旧商法280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	304(注)1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は、1,000株である
新株予約権の目的となる株式の数(株)	304,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり297(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日 ～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 297 資本組入額 149
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないこととする。 2 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社子会社の取締役の地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 3 その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 4名退職により、新株予約権の数12個と新株予約権の目的となる株式の数12,000株は失権した。

平成13年改正旧商法280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	392(注)1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は、1,000株である
新株予約権の目的となる株式の数(株)	392,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり368(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日 ～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368 資本組入額 184
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないこととする。 2 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社子会社の取締役の地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 3 その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 5名退職により、新株予約権の数39個と新株予約権の目的となる株式の数39,000株は失権した。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成18年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	421(注)1、4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は、1,000株である
新株予約権の目的となる株式の数(株)	421,000(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり366(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日 ～平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 366 資本組入額 183
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないこととする。 2 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 3 新株予約権の相続、貸与、担保権の設定はこれを認めない。 4 その他の条件については、当社と割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 当社が消滅会社となる合併契約書の議案が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

4 2名退職により、新株予約権の数8個と新株予約権の目的となる株式の数8,000株は失権した。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成19年6月28日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	456(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は、1,000株である
新株予約権の目的となる株式の数(株)	456,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり432(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日 ～平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 432 資本組入額 216
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないこととする。 2 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 3 新株予約権の相続、貸与、担保権の設定はこれを認めない。 4 その他の条件については、当社と割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3 当社が消滅会社となる合併契約書の議案が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日(平成20年6月27日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	465(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は、1,000株である
新株予約権の目的となる株式の数(株)	465,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり327(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日 ～平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 327 資本組入額 164
新株予約権の行使の条件	1 各新株予約権の一部行使はできないこととする。 2 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、この限りでない。 3 新株予約権の相続、貸与、担保権の設定はこれを認めない。 4 その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3 当社が消滅会社となる合併契約書の議案が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権付社債

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりである。

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成19年11月8日発行)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	7,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は、1,000株である
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,432,989
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり485(注)1
新株予約権の行使期間	平成19年12月3日 ～平成24年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 485 資本組入額 243
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本社債に係る本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債に係る社債部分を消却した場合における当該本社債に係る本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
新株予約権付社債の残高(百万円)	7,000
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 行使価額は、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社の普通株式を新たに発行しないしは当社の有する当社の普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算定において、「既発行株式数」は当社の普通株式の発行済株式総数から、当社の有する当社の普通株式の数を控除した数とする。

$$\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

また、当社は株式分割、時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができるもしくは転換される株式または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合等にも、適宜転換価額の調整を行う。

2 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	111,771,671	-	10,882	-	9,393

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができないので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載している。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 827,000	-	単元株式数は、 1,000株である
完全議決権株式(その他)	普通株式 110,442,000	110,442	同上
単元未満株式	普通株式 502,671	-	-
発行済株式総数	111,771,671	-	-
総株主の議決権	-	110,442	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が7,000株(議決権7個)含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式962株が含まれている。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数割合(%)
(自己保有株式) ダイソー株式会社	大阪市西区阿波座 1丁目12番18号	827,000	-	827,000	0.74
計	-	827,000	-	827,000	0.74

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	335	339	329	325	328	322	275	282	260
最低(円)	303	308	305	293	301	250	155	210	195

(注) 株価は、大阪証券取引所(市場第一部)におけるものである。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりである。

役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
専務取締役	ファインケミカル事業部長兼クロマト営業部長	専務取締役	研究開発本部担当ファインケミカル事業部長	橋本 明	平成20年10月1日
専務取締役	管理本部長兼法務部長	専務取締役	ファインケミカル事業部長兼クロマト営業部長		平成20年11月1日
常務取締役	購買部担当ファインケミカル事業部担当人事本部長兼生産技術本部長	常務取締役	購買部担当人事本部長兼生産技術本部長	山下 光一	平成20年11月1日
常務取締役	化学品事業部担当経営企画室長	常務取締役	化学品事業部長	上出 修	平成20年10月1日
常務取締役	機能材事業部長兼海外事務所統括	常務取締役	機能材事業部長兼技術開発部長兼海外事務所統括	柴野 美知朗	平成20年11月1日
取締役	研究開発本部副本部長兼新事業推進室長自動車材料&エレクトロニクス材料開発統括	取締役	研究開発本部副本部長兼開発部長自動車材料&エレクトロニクス材料開発統括	酒井 貴明	平成20年7月1日
取締役	研究開発本部担当新事業推進室長自動車材料&エレクトロニクス材料開発統括	取締役	研究開発本部副本部長兼新事業推進室長自動車材料&エレクトロニクス材料開発統括		平成20年10月1日
取締役	生産技術本部生産技術部長兼RC・品質保証部長	取締役	生産技術本部生産技術部長	瀬川 恭史	平成20年10月1日
取締役	ファインケミカル事業部長	取締役	生産技術本部生産技術部長兼RC・品質保証部長		平成20年11月1日
取締役	研究開発本部長兼研究所長ファインケミカル事業部新製品開発部長	取締役	研究開発本部長兼研究所長ファインケミカル事業部新規製品開発推進部長	古川 喜朗	平成20年7月1日
取締役	研究開発本部長兼研究所長ファインケミカル事業部新製品開発部担当部長兼海外事務所統括補佐	取締役	研究開発本部長兼研究所長ファインケミカル事業部新製品開発部長		平成20年10月1日
取締役	研究開発本部長兼研究所長ファインケミカル事業部副事業部長兼海外事務所統括補佐	取締役	研究開発本部長兼研究所長ファインケミカル事業部新製品開発部担当部長兼海外事務所統括補佐		平成20年11月1日
取締役	研究開発本部副本部長兼知的財産部長	取締役	管理本部副本部長兼知的財産部長	渡邊 秀明	平成20年7月1日
取締役	生産技術本部副本部長兼生産技術部長兼RC・品質保証部長	取締役	生産技術本部副本部長兼水島工場長	門間 政明	平成20年11月1日
取締役	購買部担当補佐生産技術本部副本部長兼生産技術部長兼RC・品質保証部長	取締役	生産技術本部副本部長兼生産技術部長兼RC・品質保証部長		平成21年2月1日
取締役	化学品事業部長兼東京支社長	取締役	化学品事業部副事業部長兼東京支社長	岩堀 政樹	平成20年10月1日
取締役		専務取締役	物流部統括経営企画室長	竹尾 恒行	平成20年10月1日
取締役		常務取締役		辻田 正胤	平成20年10月1日
取締役		常務取締役	管理本部長兼管理部長兼法務部長	今里 嘉彦	平成20年11月1日
取締役	監査グループ長	取締役		阿部 哲生	平成20年12月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当3第四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,988	4,027
受取手形及び売掛金	3 27,141	3 24,357
有価証券	-	1,799
製品	6,147	4,391
原材料	1,342	1,042
仕掛品	1,106	1,162
貯蔵品	297	345
繰延税金資産	974	1,048
その他	958	663
貸倒引当金	12	12
流動資産合計	40,944	38,825
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	9,115	9,165
その他(純額)	10,538	9,797
有形固定資産合計	1 19,654	1 18,962
無形固定資産		
のれん	2 281	2 326
その他	745	853
無形固定資産合計	1,027	1,180
投資その他の資産		
投資有価証券	10,690	12,131
その他	1,741	1,263
貸倒引当金	2	1
投資その他の資産合計	12,430	13,394
固定資産合計	33,112	33,537
資産合計	74,057	72,362

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 15,523	3 14,417
短期借入金	4,880	1,780
1年内償還予定の新株予約権付社債	-	877
1年内返済予定の長期借入金	1,120	1,200
未払法人税等	110	950
その他	4,344	4,595
流動負債合計	25,978	23,820
固定負債		
社債	1,500	1,500
新株予約権付社債	7,000	7,000
長期借入金	3,470	4,290
退職給付引当金	2,351	2,440
役員退職慰労引当金	567	489
繰延税金負債	17	6
固定負債合計	14,905	15,726
負債合計	40,884	39,546
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,882	10,644
資本剰余金	9,394	9,156
利益剰余金	12,277	11,754
自己株式	200	177
株主資本合計	32,353	31,378
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	763	1,403
評価・換算差額等合計	763	1,403
新株予約権	56	34
純資産合計	33,172	32,816
負債純資産合計	74,057	72,362

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	62,831
売上原価	52,339
売上総利益	10,491
販売費及び一般管理費	¹ 7,868
営業利益	2,622
営業外収益	
受取利息	17
受取配当金	199
その他	62
営業外収益合計	280
営業外費用	
支払利息	110
為替差損	175
その他	41
営業外費用合計	327
経常利益	2,575
特別利益	
ゴルフ会員権売却益	8
特別利益合計	8
特別損失	
固定資産除却損	210
投資有価証券評価損	461
ゴルフ会員権評価損	7
特別損失合計	679
税金等調整前四半期純利益	1,904
法人税、住民税及び事業税	636
法人税等調整額	84
法人税等合計	720
四半期純利益	1,183

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	20,706
売上原価	17,751
売上総利益	2,955
販売費及び一般管理費	1 2,561
営業利益	393
営業外収益	
受取利息	3
受取配当金	65
その他	26
営業外収益合計	95
営業外費用	
支払利息	39
為替差損	136
その他	6
営業外費用合計	182
経常利益	306
特別損失	
固定資産除却損	42
投資有価証券評価損	238
特別損失合計	280
税金等調整前四半期純利益	25
法人税、住民税及び事業税	114
法人税等調整額	34
法人税等合計	79
四半期純利益	105

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,904
減価償却費	2,532
のれん償却額	17
未払賞与の増減額(は減少)	316
退職給付引当金の増減額(は減少)	107
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	77
受取利息及び受取配当金	217
支払利息	110
為替差損益(は益)	129
固定資産除却損	63
有価証券及び投資有価証券評価損益(は益)	461
ゴルフ会員権売却損益(は益)	8
ゴルフ会員権評価損	7
売上債権の増減額(は増加)	2,702
たな卸資産の増減額(は増加)	1,794
未払消費税等の増減額(は減少)	63
仕入債務の増減額(は減少)	1,063
その他の資産の増減額(は増加)	88
その他の負債の増減額(は減少)	12
その他	22
小計	1,230
利息及び配当金の受取額	217
利息の支払額	103
法人税等の支払額	1,687
営業活動によるキャッシュ・フロー	343

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	2,664
無形固定資産の取得による支出	65
投資有価証券の取得による支出	41
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	785
貸付金の回収による収入	20
その他の支出	17
その他の収入	17
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,534
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	9,510
短期借入金の返済による支出	6,410
長期借入金の返済による支出	900
社債の償還による支出	411
株式の発行による収入	8
自己株式の売却による収入	5
自己株式の取得による支出	28
配当金の支払額	606
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,168
現金及び現金同等物に係る換算差額	129
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,838
現金及び現金同等物の期首残高	5,527
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,688

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はない。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>当第3四半期連結会計期間より、DSロジスティクス株式会社は新たに設立したため、また、サンヨーファイン株式会社は新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めている。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数</p> <p>5社</p> <p>2. 会計方針の変更</p> <p>たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>親会社のたな卸資産については、従来、主として総平均法による低価法によっていたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算出している。</p> <p>子会社のたな卸資産については、従来、主として先入先出法による原価法によっていたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算出している。</p> <p>この変更による当第3四半期連結累計期間の損益への影響は、軽微である。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっている。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

該当事項はない。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<p>当社及び国内連結子会社は、主として機械設備の耐用年数については、第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、耐用年数の変更を行っている。この変更による当第3四半期連結累計期間の損益への影響は、軽微である。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 46,199百万円	1	有形固定資産の減価償却累計額 43,954百万円
2	のれん及び負ののれんの表示 のれん及び負ののれんは、相殺して表示している。 なお、相殺前の金額は次のとおりである。 のれん 309百万円 負ののれん 27百万円 差引 281百万円	2	
3	当第3四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理している。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の第3四半期連結会計期間末日満期手形が、第3四半期連結会計期間末残高から除かれている。 受取手形 1,063百万円 支払手形 277百万円	3	

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1	販売費及び一般管理費の内訳 主要な費目及び金額
	販売運賃及び諸掛 2,786 百万円
	役員報酬 182
	給料・賞与 1,685
	退職給付費用 134
	役員退職慰労引当金繰入額 82
	減価償却費 228
	のれん償却額 17
	研究開発費 1,329

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1	販売費及び一般管理費の内訳 主要な費目及び金額
	販売運賃及び諸掛 888 百万円
	役員報酬 65
	給料・賞与 551
	退職給付費用 47
	役員退職慰労引当金繰入額 27
	減価償却費 76
	のれん償却額 5
	研究開発費 436

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	2,988百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	300百万円
現金及び現金同等物	<u>2,688百万円</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	111,771

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	844

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	56
合計			56

(注)平成19年ストック・オプションとしての新株予約権及び平成20年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していない。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	328	3.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年10月31日 取締役会	普通株式	利益剰余金	332	3.00	平成20年9月30日	平成20年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はない。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はない。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っているが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していない。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

該当事項はない。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はない。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	基礎化学品 (百万円)	機能化学品 (百万円)	住宅設備ほか (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する 売上高	10,494	5,955	4,256	20,706	-	20,706
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	-	239	239	(239)	-
計	10,494	5,955	4,495	20,946	(239)	20,706
営業利益又は営業損失()	754	247	109	615	(222)	393

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	基礎化学品 (百万円)	機能化学品 (百万円)	住宅設備ほか (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する 売上高	32,293	20,164	10,373	62,831	-	62,831
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	0	612	613	(613)	-
計	32,293	20,165	10,985	63,444	(613)	62,831
営業利益	2,489	497	291	3,279	(656)	2,622

(注) 1 事業区分は、当社グループの事業活動分野別とし、製品の汎用性および市場の類似性等を考慮し、区分している。

2 各事業の主な製品

- (1) 基礎化学品.....かせいソーダ、塩酸、液化塩素、塩素ガス、次亜塩素酸ソーダ、亜塩素酸ソーダ、塩素酸ソーダ、かせいカリ、水素ガス、エピクロルヒドリン、アリルクロライド、ジクロロプロペン、塗料原料、接着剤原料等
- (2) 機能化学品.....アリルエーテル類、エピクロルヒドリンゴム、ダップ樹脂、省エネタイヤ用改質剤、液体クロマトグラフィー用シリカゲル、光学活性体、医薬中間体、酸化イリジウム電極、レンズ材料、感光性樹脂等
- (3) 住宅設備ほか...ダップ加工材、住宅関連製品、健康食品、化学薬品の輸送・貯蔵、化学プラント・環境保全設備建設、蛍光管のリサイクル等

3 親会社のたな卸資産については、従来、主として総平均法による低価法によっていたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算出している。

子会社のたな卸資産については、従来、主として先入先出法による原価法によっていたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算出している。

この変更による当第3四半期連結累計期間の損益への影響は、軽微である。

4 当社及び国内連結子会社は、主として機械設備の耐用年数については、第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、耐用年数の変更を行っている。この変更による当第3四半期連結累計期間の損益への影響は、軽微である。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	783	646	348	1,779
連結売上高（百万円）	-	-	-	20,706
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	3.8	3.1	1.7	8.6

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）

	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	4,385	2,356	1,522	8,264
連結売上高（百万円）	-	-	-	62,831
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	7.0	3.8	2.4	13.2

(注) 1 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

2 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっている。

(2) 各区分に属する主な国又は地域 アジア.....中国、台湾、韓国

欧州.....ドイツ、フランス、イギリス、スペイン

その他の地域.....アメリカ、カナダ

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	298円54銭	1株当たり純資産額	299円56銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	33,172	32,816
普通株式に係る純資産額(百万円)	33,116	32,781
差額の主な内訳		
新株予約権(百万円)	56	34
普通株式の発行済株式数(千株)	111,771	110,199
普通株式の自己株式数(千株)	844	767
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	110,927	109,431

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	10円76銭
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	9円37銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,183
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,183
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	110,054
四半期純利益調整額(百万円)	-
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(千株)	16,357
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	0円95銭
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	0円83銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	105
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	105
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	110,936
四半期純利益調整額(百万円)	-
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用 いられた普通株式増加数(千株)	15,794
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株 式について前連結会計年度末から重要な変動があ る場合の概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はない。

2【その他】

1．訴訟

東京、千葉、埼玉、神奈川各都県在住の建設作業従事者およびその遺族から、国および当社ほか45社に対して、アスベストを原因とする健康被害に基づく損害賠償請求訴訟（請求額：66億22百万円）が東京地方裁判所に提起されている。

2．中間配当

第154期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）中間配当については、平成20年10月31日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議した。

配当金の総額 332百万円

1株当たりの金額 3.00円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成20年12月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月12日

ダイソー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小川 佳 男 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイソー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイソー株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。